

第29回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年5月24日（水）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 地裁委員会委員

青山泉，乾尚美，大須賀滋，小河妙子，加藤和宏，兼山英治，小森正悟，鈴木芳胤，高井博文，野澤多佳子，正木秀明，三宅裕樹（五十音順，敬称略）

(2) 説明者

刑事首席書記官，総務課庶務係長

(3) 地裁委員会事務担当者

事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐，総務課庶務係長

4 議事

(1) 新委員の紹介

（新委員）青山泉委員，兼山英治委員

(2) 委員長挨拶

(3) 裁判員制度及び岐阜地方裁判所の現状についての説明並びに意見交換

刑事首席書記官から，裁判員制度及び岐阜地方裁判所の現状について説明し，裁判員法廷等の見学を行った後，質疑応答を行った。引き続き実施された意見交換の要旨は，別紙のとおり。

(4) 次回期日

平成29年10月30日（月）午後1時30分から

(5) 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙)

意見交換の要旨

(委員長)

裁判員制度は、平成21年5月に施行されて以来、約8年が経過しているが、裁判員制度に関しての現時点での感想について伺いたい。

(A委員)

裁判員裁判の日程について、平均すると2週間に5日程度出席という説明があったが、仕事を休むことが2週間に5日となると時間がかかるので裁判員に負担がかかるのではないかと感じた。

(B委員)

裁判員制度について注目されるのは、怖い被告人の事件のときに自分が被害者になる場合があるということだったり、裁判員裁判には時間がかかるというイメージだったりするが、そういった外形的なことだけで評価するのではなく、実質的な制度の意義、効果や裁判員制度が目的に沿って行われている点について評価されていいのではないかと思う。

(C委員)

裁判員等選任手続への出席率が下がっているのは、仕事を休むのが難しいということがあるのではないか。

また、本日説明を受けるまで、日当、宿泊費、旅費といったものが支払われることは知らなかったし、障害者が裁判員に選ばれた場合は配慮を受けて参加できるということも知らなかった。そういった参加しやすい制度であるということをもっと知ってもらえたらいいのではないか。

(D委員)

私は、昼間は働き、夕方から団体の活動を行っている。そういった中で、5日から10日前後、裁判員裁判に時間を割くのは難しいと感じた。ただ、私は、本日の裁判員制度の説明を聞いて興味を持ったので、裁判

員制度についてもっと情報が開示されて広がっていけば、参加する者は増えていくのではないかと思う。

(E 委員)

裁判員等選任手続への辞退率が上がり、出席率が下がっているということだが、その理由は制度への無関心ということなのか、それとも何らかの事情があって行けないということなのか。非正規労働者が増加しているが、そういった人については、本人の交通費だけではなく雇用主に対する配慮の仕組みが必要ではないかと思う。

また、死刑の判断については、個人にとって極めて大きなプレッシャーとなる。私の個人的な考えだが、死刑については判断したくないという気持ちがあるのではないかと思う。

裁判員裁判では特に、視覚的に分かりやすいものがどこまで準備できるかというプレゼンテーションの密度が量刑に影響しており、検察官が有利ではないかという印象がある。

(F 委員)

2年ほど前に小学校高学年向けの裁判員裁判の模擬裁判を見る機会があったが、私たち委員が模擬裁判を体験する機会があってもいいのではないかと思った。また、その模擬裁判の際に、裁判官から「疑わしきは罰せず」という原則に従って判断していくという話があった。そういった物の見方はなかなかしないこともあり、裁判員に対しては、裁判とはどういうものか、裁判員はどのような姿勢で裁判に臨むべきかという説明があったほうが良いと感じた。

(G 委員)

周りに裁判員になった人がおらず、どういったものか正確には分からないが、イメージとしては審理期間が長いのではと感じた。また、裁判員になると危害が加えられるのではないかと多くの方が心配している。

裁判所で様々な取組みがされているが、その内容が伝わりにくい状況である。裁判員経験者の生の声を国民に届けて、取組みを進めれば理解が進むのではないかと思う。

(H委員)

私は、正直に言うと裁判員制度には懐疑的である。他国の類似の制度で陪審員制度があるが、調べてみると長所短所があり、日本で裁判員制度が始まるときも危惧していた。司法の場に一般市民の感覚を取り入れることについては一定の効果があると思うが、刑事事件について一般市民に判断を委ねるのは荷が重いのではないかと感じている。また、工作上、司法のロジックと一般市民の判断が大きく異なるということも経験しており、迅速に審理を進めなければならない中で迅速性が阻害されることもあるのではないかと心配している。

(I委員)

これまで法曹関係者でも広報をしてきたが、初心に帰ってさらに広報をしていく必要性を感じている。

仕事をしている人が5日間拘束されるということは負担であると思うので、公判前整理手続で争点を絞って公判の内容を充実させるということは絶え間なくしていく必要がある。

(J委員)

私の経験では、裁判員が従前のデータに縛られずに、裁判員自身の経験をもとに判断がなされたと感じたことがあった。また、裁判員裁判においては、より深い弁護活動が求められていると前向きに考えている。

ただ、例えば、保護観察付き執行猶予とはどういったものかというように、裁判員には刑の意味を知ってもらわなければ適切な判断ができないと思う。

大人に対する広報も大切だが、将来の裁判員候補者である小中高生へ

の法教育も重要だと感じている。

(委員長)

裁判所において、裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下について調査機関に委託して調査しており、その分析結果が出ているのでそれについて説明させていただく。

(首席書記官)

裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下についての主な原因は、第1に審理予定日数の増加傾向があるということ、第2に人手不足、非正規雇用者の増加といった雇用情勢の変化、第3に高齢化の進展、第4に裁判員裁判に対する国民の関心の低下となっている。

(委員長)

裁判員等選任手続への辞退率の上昇、出席率の低下についての委員の方の御意見を伺いたい。

(F委員)

出席率の低下ということだけに関していえば、現在、裁判は平日の昼間しか行っていないが、平日の夕方、夜、土日など出席しやすい時間帯等にも行うといったことも必要なのではないか。

(H委員)

裁判を平日の夕方等に行うとすると、職員もそれに対応しなければならず、また別の問題も出てきてしまう。裁判員に選ばれたら行ってきなさいと送り出すような社会状況ではなく、仕事を選ばざるを得ない状況であり、そういった中で司法参加を求めるのは難しいと思われる。

(C委員)

私としては、むしろ今示されている裁判員等選任手続への参加率は高いものだと感じている。それは、国民がおそらく裁判に関わってみたいと感じているから高い数字が出ているのだと思う。

(D 委員)

現在裁判員に選ばれる人だけではなく、学生や20代の人といった将来の裁判員の担い手である人に、理想とする裁判員制度の在り方を考えてもらい、その意見を制度に反映することはできないか。あらゆる世代の意見を取り入れていくことを考えるのも必要だと思う。また、裁判員裁判に参加する人だけで意見を出し合うという場があれば制度が浸透していくのではないか。

(K 委員)

裁判員制度については、肯定的に感じている。裁判員裁判においては、量刑が重くなったものだけではなく、軽くなったものもあるし、量刑の幅が広がったものもあり様々な結果となっている。

裁判員を2週間以内に5日も拘束するのは負担だと思われるので、さらに短い期間で充実した審理が行われるようにしていかなければならない。

また、裁判員制度に対する国民の関心の低下については、法教育が大きな力になっていくと思われる。

(委員長)

従業員が裁判員に選ばれた場合には企業に協力していただくことになるが、企業側の変化はあるか伺いたい。

(G 委員)

企業側にどういった変化があるか正確には分からないが、従業員が裁判員として出席しやすくするためには、やはり経営者の協力が必要である。従って、日当等を裁判員に対して支払うだけではなく、経営者側のロスを補てんする国の制度が必要だと思われる。

(E 委員)

裁判員等選任手続への辞退率が上昇してくる中で、裁判員候補者の年齢層

や男女比などの構成比に変化が出てきているのか伺いたい。

(首席書記官)

現在のところは人口全体のバランスと大きく異なることはない。

(E委員)

裁判員制度が始まってから約8年が経ち、こういった理由だと辞退が認められやすいかということも広まってきていると思われるので、それに対する対処も必要だと思う。

(H委員)

裁判員制度維持のためには、従業員が裁判員に選ばれば、必ず企業は出席させなければならないという法整備も必要だと思う。また、今後人口が減少していくことを考えると、裁判員のなり手も減少していくので、必要な裁判員数を確保できなくなることが予想される。そのためには、広報を教育に組み込んでいくことが必要である。法律整備、教育カリキュラムの制定等を総合的に行っていないと制度維持が将来難しくなってしまうことから早急に着手することが必要である。

(B委員)

統計の数字が出てきており、それを精緻に分析する必要はあるが、裁判員制度ができてまだ8年である。裁判員制度は、民主的な制度の根幹をなすものであり、人が生きていくうえで法律が大切だということを考えると、8年で結論が出る話ではなく、評価することは難しいと思われる。きちんと振り返って、今後どうしたらいいのかという議論につなげていくことが大切である。国民の意識も陪審員等の制度が根付いている欧米諸国とは異なり、これだけ大きな変革を根付かせるには長期的な取組が必要である。

(委員長)

広報に関連する御意見もいくつか出されているので、現在、岐阜地方裁判所で行っている広報活動について御説明させていただく。

(庶務係長)

現在は、裁判員制度導入前後に行っていたような、積極的に企業や公民館等に出向いて行う説明会や出張講義は行っていないが、企業や学校等から要請があれば、裁判官を講師とした出張講義を行っている。

また、当庁は、庁の規模に比べて法廷見学・裁判傍聴が多く、小、中学校の生徒や大学のゼミの学生、地域団体の方などに参加していただいているが、その際には裁判員法廷を見学していただいている。

その他、夏休みには、司法への関心を高めてもらうために小学5、6年の子供とその親を対象として親子見学会を行っており、その際には、検察庁や弁護士会の協力を得て、裁判員裁判の模擬裁判を企画実施している。

これらの広報活動を通じて、将来の裁判員候補者である学生はもとより、裁判になじみの薄い一般の方においても、裁判所に足を運ぶこと自体へのハードルを少しでも下げてもらえるように考えている。

さらに、実際に裁判員裁判を経験した方の協力を得て、意見交換会を開き、その結果を裁判所のHPで紹介するなどして、裁判員裁判が国民の方にとって、より身近なものになるような試みをしている。

(説明に対する質問は、特になし)

以 上